

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に
関する規則

道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第三十三条第八項及び第三十四条の第三項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目にに関する規則を次のように定める。

第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行

二 大型自動車免許（以下「大型免許」とい
う。）及び中型自動車免許（以下「中型免
許」とい。）に係る応用走行

三 A T大型免許及びA T中型免許に係る応用走行

四 準中型自動車免許（以下「準中型免許」とい。）に係る基本操作及び基本走行

五 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するA T準中型免許（以下「A T準中型免許」とい。）を除く。）に係る応用走行

六 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するA T準中型免許（以下「A T準中型免許」とい。）を除く。）に係る応用走行

七 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するA T準中型免許（以下「A T準中型免許」とい。）を除く。）に係る応用走行

八 普通自動車免許（以下「普通免許」とい。）に係る基本操作及び基本走行

九 A T普通免許に係る応用走行

十 大型自動二輪免許（以下「大型二輪免許」とい。）及び普通自動二輪免許（以下「普通二輪免許」とい。）に係る応用走行

十一 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応用走行

十二 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」とい。）に係る基本操作及び基本走行

十三 大型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するA T大型第二種免許（以下「A T大型第二種免許」とい。）を除く。）に係る応用走行

十四 A T大型第二種免許、A T中型第二種免

六 A T準中型免許に係る応用走行 別表第一

第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行った場合の走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

七 貨物自動車に係る教習事項を除く。） 第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

八 普通自動車免許（以下「普通免許」とい。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一

二第一号から第三号までに掲げる事項（同表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

九 A T普通免許に係る応用走行 別表第二第二号から第九号までに掲げる事項（別表第三第一号から第三号までに掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

十 大型自動二輪免許（以下「大型二輪免許」とい。）及び普通自動二輪免許（以下「普通二輪免許」とい。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）

十一 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第七号までに掲げる事項（別表第三第一号から第三号までに掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

十二 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」とい。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一

第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）並びに別表第一第一号から第三号までに掲げる事項（同表第一第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

十三 大型第二種免許（府令第二十四条第四項第六号に規定するA T大型第二種免許（以下「A T大型第二種免許」とい。）を除く。）に係る応用走行

（同項第七号に規定するA T普通第二種免許（以下「A T普通第二種免許」とい。）を除く。）に係る応用走行

十四 A T大型第二種免許、A T中型第二種免

十四 A T大型第二種免許、A T中型第二種免

許及びA T普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（A T大型第二種免許及びA T中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五 現にA T準中型免許又はA T普通第二種免

許を受けている者（現にA T普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許と

十六 現にA T準中型免許又はA T普通第二種免

許を受けている者（現にA T普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許と

十七 現に普通免許（A T普通免許を除く。）を

受けている者（現に準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許と

十八 現にA T準中型免許又はA T普通第二種免

許を受けている者（現にA T普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許と

十九 現に普通免許（A T普通免許を除く。）を

受けている者（現に準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許と

二十 現に普通免許（A T普通免許を除く。）を

受けている者（現に準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許と

二十一 現にA T普通免許を受けている者（現に

A T普通第二種免許を受けている者を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

二十二 現に普通第二種免許（A T普通第二種免

許を除く。）を受けている者及び現に普通免

二十三 現に準中型免許（A T準中型免許を除く。）を

受けている者（現にA T準中型免許を受けて

二十四 現に準中型免許（A T準中型免許を除く。）を

受けている者（現にA T準中型免許を受けて

る応用走行 別表第一(第三号から第五号まで) 及び 第十号に掲げる事項

十三 現にAT普通第一種免許を受けている者 (現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。) に対する準中型免許 (AT準中型免許を除く。) に係る応用走行 別表第一(第一号、第一号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項)

十四 現にAT普通免許を受けている者 (現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。) に対するAT準中型免許に係る応用走行 別表第一(第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項)

十五 現にAT普通第一種免許を受けている者 (現にAT普通第二種免許を受けている者に対するAT準中型免許に係る応用走行 別表第一(第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項)

十六 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行 別表第三(第一号から第三号までに掲げる事項 (普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。))

十七 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三(第四号から第六号までに掲げる事項 (普通二輪免許を受けるために修得することとされる技能に係る事項を除く。) 及び同表第七号に掲げる事項)

十八 現に中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。) 又は普通第二種免許 (AT普通第二種免許を除く。) を受けている者に対する大型第一種免許 (AT大型第二種免許を除く。) に係る応用走行 別表第四(第四号(転回を除く。)、第六号及び第十号に掲げる事項)

十九 現にAT中型第一種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許 (AT大型第二種免許を除く。) に係る応用走行 別表第四(第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第四号(転回を除く。)、第六号及び第十号に掲げる事項)

二十 現にAT中型第一種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型第一種免許 (AT大型第二種免許を除く。) に係る応用走行 別表第四(第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第四号(転回を除く。)、第六号及び第十号に掲げる事項)

二十一 現に普通第二種免許 (AT普通第二種免許を除く。) を受けている者に対する中型

第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十二 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する中型第一種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十三 現にAT普通第二種免許を受けている者に対するAT中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二四 府令第三十三条第一項第二号に規定する学科 教習（以下「学科教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科
 科（一）別表第五第一号に掲げる事項

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科
 科（二）別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

三 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）に係る学科（一）別表第五第五号に掲げる事項

四 大型特殊免許に係る学科（二）別表第五第四号に掲げる事項

五 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（一）別表第六第一号及び第二号に掲げる事項

六 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（二）別表第六第三号から第五号までに掲げる事項

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

二 現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項

四 現に大型特殊免許を受けている者は次号に該当する者を除く。に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識

五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（第三号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項並びに高速自動車の高速運転に必要な知識

六 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

七 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

十 現に大型特殊第二種免許又は準第一種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習別表第六第二号から第四号までに掲げる事項による旅客自動車の運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識（教習時間の基準の細目）

第二条 府令第三十三条规定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる事項による区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第七号に掲げる事項に係る教習二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科（二）（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第一号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第一号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）に限る。）

三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 府令第三十三条第五項第一号ル（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）

二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

四 条の三第一項第二号において準用する場合を含む。の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

習に限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び進発並びに隘路への進入を除く。) 及び第五号に掲げる事項(同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) に係る教習

七 準中型免許(A.T.準中型免許を除く。) に係る応用走行(現に普通免許を受けている者を除く。) を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。) に対する教習に限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び進発並びに隘路への進入を除く。) 第五号及び第九号に掲げる事項(同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) に係る教習

八 準中型免許(A.T.準中型免許を除く。) に係る応用走行(現にA.T.普通免許を受けている者(現に普通免許を受けている者を除く。) に対する教習に限る。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び進発並びに隘路への進入を除く。) 第五号及び第九号に掲げる事項(同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) に係る教習

九 準中型免許(A.T.準中型免許を除く。) に係る応用走行(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び進発並びに隘路への進入を除く。) 第五号、第六号及び第九号に掲げる事項(同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。) に係る教習

十 A.T.準中型免許に係る基本操作及び基本走行(現にA.T.普通免許又はA.T.普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。)

十一 A.T.準中型免許に係る応用走行(現にA.T.普通免許を受けている者(現にA.T.普通免許を受けている者を除く。) に対する教習に限る。) 別表第一第一号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

十二 A.T.準中型免許に係る応用走行(現にA.T.普通免許又はA.T.普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。)

十三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十四 大型第二種免許 (AT 大型第二種免許を除く。) 又は中型第二種免許 (AT 中型第二種免許を除く。) に係る応用走行 (現に中型第二種免許 (AT 中型第一種免許を除く。) 又は普通第一種免許 (AT 普通第二種免許を除く。) を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許 (AT 大型第二種免許を除く。) 又は中型第二種免許 (AT 中型第二種免許を除く。) に係る応用走行 (現に AT 中型第二種免許又は AT 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第一号、第二号 (転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。) 及び第六号に掲げる事項に係る教習

十六 大型第二種免許 (AT 大型第二種免許を除く。) 又は中型第二種免許 (AT 中型第二種免許を除く。) に係る応用走行 (現に AT 中型第二種免許又は AT 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七 AT 大型第二種免許又は AT 中型第二種免許に係る応用走行 (現に AT 中型第二種免許又は AT 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。) 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 AT 大型第二種免許又は AT 中型第二種免許に係る応用走行 (現に AT 中型第二種免許又は AT 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九 府令第三十三条第五項第一号ワ (府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。) の国家公安委員会規則で定める教習 (現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) は別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

二十 府令第三十三条第五項第一号レ (府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。) の国家公安委員会規則で定める教習は、

次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

五 A T 大型免許又は A T 中型免許に係る技能
教習(現に A T 中型免許、A T 準中型免許、
A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許
を受けている者に対する技能教習に限る。)
別表第一第五号に掲げる事項に係る教習
六 A T 大型免許又は A T 中型免許に係る技能
教習(現に A T 中型免許、A T 準中型免許、
A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許
を受けている者に対する技能教習を除く。)
別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項目において「凍結路面教習」という。）を行ふ場合に限る。次号、第六号、第九号、第十一号及び第十三号において同じ。)
大型免許（A.T 大型免許を除く。）又は中型免許（A.T 中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、普通免許又（A.T 普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

る停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二(第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七号に掲げる事項に係る教習)別表第一(第八号に掲げる事項に係る教習については日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う感覚等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習)にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二(第四号に掲げる事項に係る教習)にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲

る事項（貨物自動車の危険性を測定転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転による危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十一 準中型免許（A.T 準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一、第一号、第二号（路端における事項

十 準中型免許 (AT準中型免許を除く。) に
係る技能教習 (現にAT普通免許を受けてい
る者 (現にAT普通第二種免許を受けている
者を除く。) に対する技能教習に限る。) 別
表第一第一号、第二号 (路端における停車及
び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号
及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げ
る事項 (貨物自動車の危険予測運転に必要な
技能に基づく走行 (交通の状況を聴覚により
認知することができない状態で行う運転に
係る危険を予測した運転に必要な技能に基
づく走行を除く。) 並びに同表第八号及び第
九号に掲げる事項に係る教習

により認知することができない状態で運転するに係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七号に掲げる事項に係る教習十五 普通免許(A.T普通免許を除く。)に係る技能教習 別表第一第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第四号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。次号において同

を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限能に基づく走行に係る教習を行ふ場合に限る。第十四号において同じ。)

十二 A T 準中型免許に係る技能教習（現にA T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十三 A T 準大型免許に係る技能教習（現にA T 普通免許を受けている者（現にA T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険

号一第一項第一第							号六第一項第一第							号七第一項第一第						
者及び現に普通免許(A.T普通免許を除く。)を受け、かつ、A.T中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受けていいる者あつては、一時限			中型免許(A.T中型免許を除く。)、準中型免許(A.T準中型免許を除く。)、中型第二種免許(A.T中型第二種免許を除く。)又は普通第二種免許(A.T普通第二種免許を除く。)第一種免許を除く。			七時限			教習(別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。)			中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許			中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許					
あつては、 あつては、	者	免 許	二 通 T は 許 型 準 A 種 第 普 A 又 免 中 T		限 三 時		教 習	免 許	普 通 A 又 免 二 通 T は 許 種 第 普 A く 若 免 中 T			A 型 准 A 许 种 第 普 A く 若 免 中 T			A 型 准 A 许 种 第 普 A く 若 免 中 T					

第一項第一号		四時限	項前	時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者）にあっては、現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く））を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数		
中型免許、準中型免許	普通第二種免許	別表第一に掲げる事項にあっては五时限、別表第二に掲げる事項にあっては三时限	前項	次項	時限数	期限
中型免許、準中型免許	普通第二種免許	別表第一に掲げる事項にあっては五时限、別表第二に掲げる事項にあっては三时限	6 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第四項の規定は、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	項前	時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者）にあっては、現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く））を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数	時限

号七 第項一第一		号六 第項一第一		号三 第項一第一		号二 第項一第一		
中型免許 (A-T) を除く	七時限	一時限	別表第一 第九号	行うこと	別表第一 第一号	二时限 走行にあつては 基本操作及び基 本走行にあつて は一时限、応用 走行にあつては 二时限	二種免許若しく は普通第二種免 許	
普通免許 (A-T普通免 許を除く。) を受け て	十一時限 (一時限)	四时限(現に普通免許 を受けている者(現に 普通第二種免許を受け ている者を除く。)に對 する教習にあつては、 一時限)	別表第一 第六号及び第 九号並びに別表第二 三号	行うこと。 行うこと。 行うこと。 行うこと。	別表第一 第一号及び別 表第二 二号	二種免許を受けている 者に対する教習にあつ ては、別表第一 第一号に掲げる事項に のみ行うこと。	別表第一 第一号に掲げる事項に のみ行うこと。	別表第一 第一号に掲げる事項に のみ行うこと。

る者(現に中型普通免許を受けている者)	五时限	普通免許(A-T)を除く。	普通免許(A-T)を受け、かく。又は普通第二種免許(A-T普通第二種免許)を受けている者及び現に普通免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現に中型普通免許を受けている者)	A-T中型免許、A-T準中型免許、A-T中型第二種免許又はAT普通第二種免許を除く。	一时限	普通免許(A-T)を受け、かく。又は普通第二種免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現に中型普通免許を受けている者)	普通免許(A-T)を受け、かく。又は普通第二種免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現に中型普通免許を受けている者)	四时限	普通免許(A-T)を受け、かく。又は普通第二種免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現に中型普通免許を受けている者)
---------------------	-----	---------------	---	--	-----	--	--	-----	--

する普通自動車を使用しなければ教習効果をあ	二时限	AT普通免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現にAT普通第二種免許を受けている者)	行うものとする	別表第一第一号	前项	減じた时限数	八时限	免許(A-T中型免許)を除く。又はAT普通第二種免許(A-T普通第二種免許)を除く。中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者(現にAT普通第二種免許を受けている者)
-----------------------	-----	--	---------	---------	----	--------	-----	---

第项第一第一	号二第一項第一	号一第一項第一	8 第一项の規定(第四号及び第五号を除く。)並びに第四项及び前项の規定は、AT準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
別表第一第一号	行うものとする	別表第一第一号	第三号
五时限	AT普通免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現にAT普通第二種免許を受けている者)	第六项	第三号

号七第一項第一	号六第一項第一	号三
T A T 準中型免許、AA 一时限	教習(別表第一第一号に掲げる事項に係る教習に限る)。	行うこと
AT普通第二種免許(A-T普通第二種免許)を受けたる者(現にAT普通第二種免許を受けている者)	一时限	行うこと。ただし、現にAT普通免許を受けたる者(現にAT普通免許を受けている者)に対する教習にあっては、別表第一第一号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第一第一号に掲げる事項に係る教習に限る)。

項 四 第						
行うものとする	別表第一 第二号	前項	五时限	五时限、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教育にあつては三時間（運転シミュレーターによる教育を行ふ場合にあつては、三時間に当該教育に係る時間数を加えた時間数）を減じた時間数	五时限、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）を受けている者を除く。）	五时限
よる教習の教習時に 該無線指導装置に 行うものとし、當 若しくは第三号	別表第一 第二号又 は別表第二 第二号	第八項	二时限	時限数		

第項一第	号三第項一第	号二第項一第	号一第項一第	9 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、普通免許（A.T普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	項前 前項 次項 を超えないこと
七時限	別表第一 第一号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時	四時限		
限時八	号一第二第表別	限時四	限時六		

四 第 項		七 号
第一 第二 号 别表	前 項	時限数 (現に中型免許 (AT 中型免許を除く。)、準中型免許 (AT 準中型免許を除く。)、中型第二種免許 (AT 中型第二種免許を除く。) 又は普通第一種免許 (AT 普通第一種免許を除く。) を受けている者及び現に普通免許 (AT 普通免許を除く。) を受け、かつ、AT 中型第二種免許又は AT 普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一时限 (運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数) を減じた时限数、現に AT 中型免許、AT 準中型免許、AT 中型第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許 (AT 中型免許を除く。)、準中型免許 (AT 準中型免許を除く。) 又は普通免許 (AT 普通免許を除く。) を受けている者に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。) 対する教習にあつては三时限 (運転シミュレーターによる教習を行なう場合にあつては、三时限に当該教習に係る时限数を加えた时限数) を減じた时限数)
九 第 項 表 別		時 限 数 時

第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項
時限数 (現に中型免許 (A T 中型 免許を除く。)、準中型免許 (A T 準中型免許を除く。)、中型第二種 免許 (A T 中型第二種免許を除く	七時限	別表第一第一号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時 限	四時限	10 第一項の規定 (第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。) 及び第四項の規定は、A T 普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
数限時	限時四	号一 第二 第三 第四 第五 第六 第七	限時四	限時六	号二 第二 第三 第四 第五 第六 第七	号三 第二 第三 第四 第五 第六 第七

	項四第	
別表第一第二号	前項	一 第二種免許又は普通第二種免許（AT普通免許を除く。）を受けている者及び現に大型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。
は又号二第二第表別	項十第	二 第二種免許又は普通第二種免許（AT普通免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。

11	三 第
一 府令第三十三条第五項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとする。	大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。
二 府令第三十三条第五項第一号の規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うこと。	一 府令第三十三条第五項第一号に規定する大型二輪免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。

12	三 第
一 府令第三十三条第五項第一号に規定する大型二輪免許を受けている者（現に中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。	一 府令第三十三条第五項第一号への規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うこと。
二 府令第三十三条第五項第一号に規定する大型二輪免許を受けている者（現に中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。	二 府令第三十三条第五項第一号の規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に規定するものほか、大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。
三 府令第三十三条第五項第一号に規定する大型二輪免許を受けている者（現に中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。	三 府令第三十三条第五項第一号に規定する大型二輪免許を受けている者（現に中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること。
四 府令第三十三条第五項第一号に規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者（現に中型第二種免許を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること）。	四 府令第三十三条第五項第一号に規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者（現に中型第二種免許を除く。）に対する教習にあっては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行つた後引続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、一時限）を超えること）。

13	三 第
前項の規定は、AT大型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の規定は、AT大型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
中型第二種免許	中型第二種免許
前項	前項

第十二項 第一 は普通第二種免許	第十二 中型第二種免許若しく は普通第二種免許	第十二項の規定（第三号を除く。）は、中型 第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に 係る教習について準用する。この場合において、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。	14	<p>時限数、現にAT中型第一種免許 又はAT普通第二種免許を受けて いる者（現に大型免許（AT大型 免許を除く。）、中型免許（AT中 型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通 免許（AT普通免許を除く。）を 受けている者を除く。）に対する 教習にあつては五时限（運転シミ ュレーターによる教習を行なう場合 にあつては、五时限に当該教習に 係る时限数を加えた时限数）を減 じた时限数、現に大型免許（AT 大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許 (AT準中型免許を除く。)又は普 通免許（AT普通免許を除く。） を受けている者（現に中型第二種 免許又は普通第二種免許を受けて いる者を除く。）に対する教習に あつては三时限（運転シミュレ ーターによる教習を行う場合にあつ ては、三时限に当該教習に係る时 限数を加えた时限数）を減じた时 限数 </p>	あつては、 一時限
種免許	普通第二種免許	あつては、 一時限	一時限	一時限	一時限

「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（AT限定準中型免許）」と、同条第三項の表第一項第一号の項中、「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同表第一項第七号の項中、「（AT準中型免許）」とあるのは「（AT準中型免許及び限定準中型免許）」と、
AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許 とあるるのは
AT準中型免許 とあるるのは
AT中型免許、AT準中型免許 とあるるのは
AT中型免許（AT限定準中型免許を除く。）、AT中型第二種免許 とあるるのは

一 第二条並びに附則第三条及び第六条の規定
令和八年四月一日

二 第三条並びに附則第四条及び第七条の規定
令和九年四月一日

三 第四条及び附則第五条の規定
令和九年十一月一日

(普通免許等に関する経過措置)

第二条 指定自動車教習所における普通自動車免許(以下「普通免許」という。)(運転することができる普通自動車をオートマチック・トランクミッションその他のクラッチの操作を要しない機構(以下「AT機構」という。)がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許(以下「AT普通免許」という。)を除く。)及び普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)(運転すること

第
七
章

この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行の日から施行する。

委員會規則第一二二號

二 路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八
十四条第三項の普通自動車免許を受けてい
る者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動
車免許に係る運転免許試験に合格した者とみ
なされて準中型自動車免許を受けている者

附 則（平成三十一年六月一日国家公安

定準中型免許を除く。）とする。

と、「AT普通免許」とあるのは「AT限定準中型免許若しくはAT普通免許」と、同表第一項第七号の項中「を除く。」、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。」、中型第二種免許」と、「AT準中型免許又は」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限

準についての細目は、第二条の規定による改正後¹⁾の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に²⁾関する規則（以下この条において「第二条新規則」という。）の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

ができる準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許（以下「AT準中型免許」という。）を除く。及び中型自動車第一種免許（以下「中型第一種免許」という。）

自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許（以下「AT中型免許」という。）を除く。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）（運転すること

に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中型免許等に関する経過措置)

第三条 指定自動車教習所における中型自動車免許(以下「中型免許」という。)(運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車)

2 この規則の施行の際現に指定自動車教習所において普通免許（AT普通免許を除く。）又は普通第一種免許（AT普通第一種免許を除く。）

1

ができる普通自動車をAT機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない普通自動車に限り、普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第一条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、

る改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目にに関する規則（以下この条において「第四条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型第二種免許（A.T.大型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての

法の基準についての細目は、第四条の規定によ

車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許（以下「AT 大型第二種免許」という。）を除く。に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法

（大型第二種免許に関する経過措置）
第五条 指定自動車教習所における大型自動車第一種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車

に指定自動車教習所において大型免許（ATと大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条新規則の規定にかかるらず、なお従前の例に

く。)に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(以下この条において「第三条新規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現

ラジオの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「A-T大型免許」という。）を除

1

種免許を除く。)に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(大型免許に関する経過措置)

第四条 指定自動車教習所における大型自動車免許(以下「大型免許」という。)(運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車、後二者についてしては、

細目は、第四条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一	（第 一 条）	（第四 条関係）
一	自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他貨物自動車の運転に係る操作	
二	交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）、路端における停車及び発進、陥路への進入その他の貨物自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）	
三	急ブレーキによる停止を行うための走行	
四	府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で貨物自動車に係るもの（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）	
五	方向変換及び縦列駐車	
六	運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行	
七	貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	
八	夜間ににおける貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	
九	路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	
十	地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行	
十一	自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）	
一二	交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第九号までに掲げる事項を除く。）	
一三	オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	
一四	府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）	

別表第三
(第一、第二、第四条關係)

- 一 取り回し（自動車を押して歩くことをいう）、自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）

二 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保つた走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第七号までに掲げる事項を除く。）

三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行

四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号に掲げる事項を除く。）

五 カーブにおける安全な速度での走行及びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行っための走行

六 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行

七 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行

別表第四（第一条第一項関係）

一 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作

二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

三 急ブレーキによる停止を行うための走行

四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

別表第五（第一条、第二条関係）

- 五 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行

六 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行

七 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

八 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行

別表第六（第一條第二条關係）

- 知識
三 応急救護処置
四 前三号に掲げるもののほか、運転に必要な適性の自覚に関する事、交通事故の実態の理解に関する事その他自動車の運転に必要な知識

別表第四（第一條—第四條關係）

- とが困難な状況における走行

別表第二（第一條—第四条関係）

- 進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）

二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る操作（次号から第九号までに掲げる事項を除く。）

三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行

四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか

- 五 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関すること、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関することその他の旅客自動車の運転に必要な知識

運転に係る操作及び走行

- 運転に係る操作及び走行

四 府令第二十一条の二の表は規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて運送

- 四 府令第二十一条の二の表は規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて運送

事項を除く。)